

2022年10月7日

## 「電子交換所」の設立に伴う「当座勘定規定」改定のお知らせ

当行は、一般社団法人全国銀行協会による「電子交換所」の設立に伴い、手形等の交換方法が変更になることから、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

### 記

#### 1. 改定規定

- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（専用手形口用）

#### 2. 適用開始日

2022年11月4日（金）

#### 3. 改定内容

- ・振出人等への支払済手形の受戻期限（3カ月）の設定、および同期限経過後の取扱規定を追加いたします。
- ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定を追加いたします。
- ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定を削除いたします。

以上